

登米市地産地消推進店認定申請書 関係書類

登米市地産地消推進店の申請書様式及び認定後のホームページ掲載に関する様式の記入例です。

内容

- ・登米市地産地消推進店認定に関する要綱
- ・申請書（記入例）
- ・ホームページ掲載データ（記入例）

○登米市地産地消推進店認定に関する要綱

平成18年 8月31日

告示第181号

改正 平成22年 3月31日告示第82号

平成28年 3月31日告示第108号

令和 6年 1月 22日告示第 14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が身近な場所で市内産農産物を購入・消費する機会を増やすとともに、市内産農産物への愛着と「食」と「農」への理解促進並びに消費拡大を図ることを目的とし、市内産農産物を取り扱う直売所、旅館、ホテル、飲食店、量販店、小売店及び菓子製造業その他加工食品を製造する製造業者(以下「事業者等」という。)を登米市地産地消推進店(以下「推進店」という。)として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 推進店の認定を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事業者等とする。

- (1) 県内において営業し、市内で生産された農産物を販売又は使用する事業者等
- (2) 地産地消の推進に賛同する事業者等

(認定基準)

第3条 推進店の認定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 共通事項

ア 店内・施設内表示やメニュー等において、地産地消及び市内産農産物のPRを行うと認められる事業者等であること。

イ 市内産農産物の販売又は使用等を、今後も増やしていこうという意欲があること。

ウ 認定の内容をホームページで紹介することや報道機関等のメディアにより紹介、また紹介されることを承諾する事業者等であること。

(2) 販売店(直売所、量販店及び小売店)

ア 市内産農産物を、年間を通して常時販売していること。

イ 生産した地域及び生産者の氏名の表示を行っていること。

ウ 市内産農産物の売場を設け、市内産農産物の販売コーナーの表示を行っていること。

(3) 旅館、ホテル、飲食店及び菓子製造業その他加工食品を製造する製造業者

ア 料理又は弁当を販売している場合には、年間を通して使用している市内産農産

物があること。

イ 市内産農産物を販売している場合には、市内産農産物を年間を通して販売し、その販売コーナーの表示を行っていること。

ウ 市内産農産物を加工し販売している場合には、製造する加工食品の主たる材料に市内産農産物を積極的に使用し、市内産農産物を使用している旨の表示を行っていること。

(申請方法)

第4条 申請者は、登米市地産地消推進店認定申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、登米市地産地消推進本部長(以下「本部長」という。)に提出するものとする。

(認定審査及び決定)

第5条 本部長は、前条の申請書を受理したときは、推進店の認定の可否を決定するため登米市地産地消推進協議会(以下「協議会」という。)に審査を依頼し、協議会は第3条に基づき内容を審査し結果を本部長へ報告するものとする。

2 協議会は、第3条の審査を行う場合、必要があると認めるときは、現地調査等を行うものとし、申請者はこれに協力するものとする。

3 本部長は、第1項の審査結果について、申請者に対し、登米市地産地消推進店(非)認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(調査)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、推進店の認定内容について調査するため、協議会に調査を依頼し、協議会は調査結果を本部長へ報告するものとする。

(認定期間及び再認定)

第7条 推進店の認定期間(以下単に「認定期間」という。)は、認定日から4年間とする。

2 認定期間が満了する場合において、引き続き推進店の認定を受けようとする者は、認定期間の満了日の1月前までに登米市地産地消推進店再認定申請書(様式第3号)を本部長に提出するものとする。

3 本部長は、前項の申請書を受理したときは、第3条に基づき内容の確認及び調査を行い、再認定の可否を決定する。

(認定内容の変更)

第8条 推進店は、申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに登米市地産地消推進店申請内容変更届(様式第4号)を本部長に提出するものとする。

(認定証の交付等)

第9条 本部長は、第5条の規定による推進店の認定を受けた者に対し、認定証(様式第5号。以下「認定証」という。)及びPR用卓上のぼり(様式第6号。以下「PRのぼり」という。)(以下「認定証等」と総称する。)を交付する。

- 2 本部長は、第7条の規定による推進店の再認定を受けた者に対し、認定証を改めて交付するものとする。
- 3 本部長は、交付したPRのぼりが経年劣化その他のやむを得ない事由により使用に耐えないと認めるときは、PRのぼりを再度交付することができる。
- 4 認定証等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、当該認定証等を返却するものとする。

- (1) 認定期間の満了後再認定を受けない場合
- (2) 次条の規定による推進店の認定の取消しを受けた場合
- (3) 第11条の規定により推進店の認定を辞退した場合
(認定の取消し)

第10条 本部長は、推進店が第3条の基準を満たさなくなったとき、その他法令違反等推進店にふさわしくない事由が発生したときは、認定を取り消すことができる。

(認定の辞退)

第11条 推進店が、その認定を辞退するときは、登米市地産地消推進店辞退届（様式第7号）を本部長に提出するものとする。

(推進店の表示)

第12条 推進店は、認定証等を店頭又は店内の見やすい場所に掲示し、自らも推進店であることのPRに努めるものとする。

(推進店の広報宣伝)

第13条 本部長は、登米市のホームページ等において、推進店の広報宣伝を推進するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進店の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月31日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第82号）

この告示は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第108号）

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（令和6年1月22日告示第22条）

この告示は、令和6年1月22日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

登米市地産地消推進店認定申請書

令和〇年〇月〇日

登米市地産地消推進本部

本部長 熊谷 盛廣 様

申請者 住所 登米市中田町上沼字西桜場 18

氏名 〇〇会社 ▲▲

代表 登米 太郎

電話番号 0220-34-2706

FAX番号 0220-34-2802

登米市地産地消推進店の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

認定対象店の名称	〇〇レストラン ▲▲
所在地	登米市中田町上沼字西桜場 18
電話番号／FAX 番号	0220 (34) 2706 / 0220 (34) 2802
駐車可能台数	大型 0台 ・普通車 10台 ・駐輪場 (<input checked="" type="checkbox"/> 有)・無)
営業時間	① 11:00 ~ 14:00 (ランチ) ② 17:00 ~ 22:00 (ディナー)
休業日	① 月 日 ~ 月 日 ② 月 日 ~ 月 日 ③ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (毎週水曜日)

E-mail アドレス	~~~~~@~~~~~.com
ホームページアドレス	https://www.~~~~~.com
区 分	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所 ・旅館 ・ホテル ・飲食店 ・量販店 ・小売店 ・菓子製造業その他加工食品を製造する製造業者
<p>1 市内産農産物の提供方法及び主な品目（メニュー）</p> <p>○○定食、▲▲カレー</p> <p>◎ 主な品目の使用材料</p> <p>宮城野ポーク、ひとめぼれ、季節の野菜</p>	
<p>2 市内産農産物の購入ルート</p> <p>宮城野ポーク・・・○○肉店より購入</p> <p>ひとめぼれ・・・市内契約農家より購入</p> <p>季節の野菜・・・産直○○より購入</p>	
<p>3 特徴的な取り組み</p> <p>登米市産食材をできる限り使用しています。</p> <p>登米市産野菜を使用したサラダバーを実施しています。</p>	
<p>4 市内産農産物の使用又は販売を、今後も増やしていくための方法</p> <p>登米市産の農産物を使ったメニューを更に考案していきます。</p>	
<p>5 その他（申請店のPR等）</p> <p>産地直結の野菜は大変鮮度がよく、美味しいと評判です。</p>	

※ 認定審査及びホームページ等でのPRに使用しますので、申請店の外観1・店内1、お勧めメニューの写真、位置図、メニュー、その他参考となる写真等を添付してください。

	ホームページデータ
店舗名	〇〇レストラン ▲▲
バリアフリー	あり
座席数	20 席
子供用椅子	2 脚
多目的トイレ	1 箇所（女性用と共用）
店長のお勧めメニュー及びメニューに対するコメント①	〇〇定食 宮城野ポークを使用した定食です。 登米市産野菜もたくさん使っています。
店長のお勧めメニュー及びメニューに対するコメント②	▲▲カレー 登米市産野菜をゴロゴロ入れた贅沢カレーです。
店長のお勧めメニュー及びメニューに対するコメント③	
店長のお勧めメニュー及びメニューに対するコメント④	
店長のお勧めメニュー及びメニューに対するコメント⑤	
店長のお勧めメニュー及びメニューに対するコメント⑥	
店長のお勧め農産物	宮城野ポーク、ひとめぼれ
店長・料理長からのコメント 150 字以内(地元食材地産地消 PR 等)	登米市産野菜をたくさん使用した家庭料理が楽しめるお店です。
備 考	